

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程を公布する。

平成30年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第25号

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を改正する規程

京都市交通局職員の標準的な職を定める規程の一部を次のように改正する。

本則の表2の項中「統括監察員」の右に「，安全統括管理者」を加える。

附 則

この規程は，平成30年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)